平成２７年（フ）第４６０号
熊本市東区尾ノ上２丁目９番９号　第24三共ビル212
破産者　髙嵜　弘士
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９１号
北海道苫小牧市字高丘４番地の２　グランドハイツ高丘103
破産者　山田　義彦
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３５号
福島県郡山市緑ケ丘西１丁目14番地の１　市営住宅１－５－31、開始決定時の住所福島県郡山市富久山町八山田字東平作10番地の126
破産者　岡本　久雄
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１７４号
神奈川県横須賀市長井３丁目22番15―603号
破産者　金澤　　強
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１７５号
神奈川県横須賀市林５丁目７番15号
破産者　藤原　澄子
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１２８号
新潟県長岡市松葉１丁目９番11号　ラ・ロシェールＤ号室
破産者　鈴木　　隆
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
長野県茅野市湖東4023番地５
破産者　鈴木　友美（開始決定時の姓伊藤）
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１３３号
愛知県豊川市森１丁目55番地３　フォレスタ泉101号、従前の住所愛知県豊川市国府町仙路57番地の１
破産者　鈴木　晶寛
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１３４号
愛知県豊橋市春日町２丁目８番地（101）、従前の住所愛知県豊川市国府町仙路57番地の１
破産者　鈴木　寛治
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１３５号
愛知県豊橋市春日町２丁目８番地（101）、従前の住所愛知県豊川市国府町仙路57番地の１
破産者　鈴木貴美子
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５５５号
兵庫県芦屋市東山町24番15―405号、前住所兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目４番１―217号
破産者　北條写真事務所こと　北條　清文
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５６６号
兵庫県尼崎市武庫町４丁目４番16―402号
破産者　野邉　浩則
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６８３号
広島市南区金屋町８番15―605号
破産者　渡邉　雅也
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５号
広島県福山市東川口町５丁目11番28号　グレイスヴィラ東川口203、開始決定時の住所広島県福山市東川口町３丁目18番11号　パレスペ松岡Ａ
破産者　藤井　舞弓（旧姓石原）
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１６６号
広島県福山市芦田町大字福田809番地２
破産者　光成　靖伸
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１７８号
広島県福山市駅家町大字万能倉635番地
破産者　デンキの三城こと　三城　友幸
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２５号
山口県萩市大字椿東2552番地２、前住所山口県萩市大字佐々並2476番地２
破産者　西橋　通男
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第７号
徳島県三好市池田町マチ2178番地31、住民票上の住所徳島県三好市池田町シンヤマ3577番地１
破産者　元谷　　明
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部